○沖縄総合事務局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶大袋原一一一三番一から同村字仲泊宏幸地原一〇六二番一まで	沖縄総合事務局道路事務所及び同局北部出張所

供用開始の期日　平成二十一年十一月一日午後二時

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年10月30日

中部地方整備局長　富田　英治

1　河川の名称　木曽川水系犀川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成21年10月30日

3　廃川敷地等の位置

左岸　岐阜県瑞穂市祖父江字北畑911番４地先から同市祖父江字堤外1125番４地先まで

右岸　岐阜県瑞穂市宝江字村東529番３地先から同県大垣市墨俣町墨俣字長池482番１地先まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む）59,396.59平方メートル

国家試験

第61回獣医師国家試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う第61回獣医師国家試験に関し、次のように公告する。

平成21年10月30日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　試験の期日

試験区分	試験の期日	試験の時刻
必須問題（獣医師として具有すべき基本的事項）に関する試験	平成22年３月２日（火曜日）	９：30～10：20
学説に関する試験	平成22年３月２日（火曜日）	11：20～13：20 14：50～16：50
実地に関する試験	平成22年３月３日（水曜日）	９：30～11：30 13：00～15：00

2　試験の場所

試験地	試験の場所
北海道	北海道札幌市北区北七条西２丁目９番　代々木ゼミナール札幌校
東　京	東京都豊島区西巣鴨３丁目20番１号　大正大学巣鴨校舎
福　岡	福岡県福岡市早良区西新６丁目２番92号　西南学院大学中央キャンパス

3　試験の種類等

⑴　試験の種類

試験は、必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

⑵　試験の科目

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験いずれも獣医学全般について出題する。

具体的出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準を参照のこと。

⑶　試験の出題数

必須問題に関する試験は50問、学説に関する試験は160問、実地に関する試験は120問とし、合計で330問とする。

⑷　試験の方法

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式（マークシート）による。

4　受験資格

⑴　現行の大学の獣医学の正規の課程（６年制）を修めて卒業した者（平成22年３月31日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　昭和53年４月１日以降昭和59年３月31日までに大学に入学して獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて卒業した者であって、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

⑶　大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和28年３月以降昭和53年３月までに卒業した者

⑷　昭和53年３月31日以前に大学に在学していた者であって、大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和53年４月１日以降に卒業した者

⑸　外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医師免許審議会又は獣医事審議会が獣医師法第12条第１項第２号の規定に基づき認定した者

⑹　獣医師国家試験予備試験に合格した者

⑺　学校教育法（昭和22年法律第26号）第98条の規定により旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの農学部獣医学科を昭和26年３月以降に卒業した者又は同条の規定により旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校として存続した学校の獣医学科を昭和26年３月に卒業し、かつ、その学校の専攻科１年の課程を修め、これを昭和27年３月までに卒業した者

⑻　獣医師法附則第６項、第７項若しくは第18項又は旧獣医師法（大正15年法律第53号）第１条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、４年以上獣医師としての経験がある者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書

別記様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真

出願前６か月以内に撮影した脱帽上半身の縦35ミリメートル、横35ミリメートルのもの（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。２枚とも裏面に氏名を記載すること。

㋒　返信用封筒

縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、受験票の送付先の郵便番号及びあて先を記載すること（返信用切手は不要）。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類

卒業証明書（受験願書の提出期限までに卒業証明書が提出できない者は卒業見込証明書を提出し、更に平成22年２月26日（金曜日）までに卒業証明書又は当該受験者が獣医学の正規の課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面を必ず提出すること。）

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類

卒業証明書及び修了証明書

エ　４の⑶に該当する者が提出する書類

卒業証明書

オ　４の⑷に該当する者が提出する書類

卒業証明書及び昭和53年３月31日以前に大学に在学していたことを当該大学が証した書面（書面には在学していた時期、学部名及び学科名も併せて記載すること。）